

岩手大学大学院連合農学研究科出願資格基準

岩手大学大学院学則第25条第六号及び第七号に規定する入学資格に基づき連合農学研究科博士課程の入学試験を受けることのできる者は、それぞれ下記の要件を満たすものとする。

記

1 岩手大学大学院学則第25条第六号に該当する者については、次の①又は②の要件を満たすものとする。

①大学の学部を卒業後、各種の教育機関・研究機関や企業等において2年以上研究に従事した者で、著書、学術論文、学術講演、学術報告及び特許上の成果等（研究成果）により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者であること。

②大学における医学、歯学若しくは修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業（卒業見込みを含む。）した者で、著書、学術論文、学術講演、学術報告及び特許上の成果等（研究成果）により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者であること。

2 岩手大学大学院学則第25条第七号に該当する者については、次の要件を満たすものとする。

著書、学術論文、学術講演、学術報告及び特許上の成果等（研究成果）により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者で、24歳に達したものであること。

平成18年4月1日 適用

附 則

この基準は、平成25年4月1日より施行する。